

令和2年4月23日

子育て中の従業員を雇用している
事業者の皆さまへ

新潟市こども未来部長

市内保育施設等の登園自粛要請に伴うご協力について（お願い）

緊急事態宣言の発令に伴い、市内の保育園、認定こども園や放課後児童クラブなどの保育施設等についても、感染拡大防止のため、施設内での過密を避けるため、可能な限り、利用を自粛いただくよう保護者の皆さまにお願いを出させていたいただいたところではあります。

つきましては、子育て中の従業員を雇用している事業者におかれましても、出来る限り、家庭での保育等が可能となるよう、休暇の取得など、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、これに伴う休業補償につきましては、厚生労働省による「小学校休業等対応助成金」等をご活用いただけますので併せてお知らせいたします。

記

登園自粛要請期間 令和2年4月20日（月）から5月10日（日）まで
※放課後児童クラブは、4月23日（水）から

【参考送付】

- 緊急事態宣言に伴う保育園等の登園自粛について（お願い）（令和2年4月20日付保育園、認定こども園等を利用する保護者の方向け）
- 小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

■問い合わせ先

新潟市こども未来部

保育課（保育園等に関すること） 025-226-1214

こども政策課（放課後児童クラブに関すること） 025-226-1197

令和2年4月20日

保育園・認定こども園等を利用している
お子さんの保護者の皆さまへ

新潟市こども未来部保育課長

緊急事態宣言の発出に伴う保育園等の登園自粛について（お願い）

保護者の皆さまには、日ごろより、教育・保育施設の運営にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月16日に政府による「緊急事態宣言」の対象地域が全国に拡大され、17日に、新潟県知事が外出の自粛、小中学校の臨時休業等の要請がありました。

市内保育園等は、引き続き開園いたしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月21日から5月10日までの期間、保育の提供を縮小して実施します。

保護者の皆さまには、期間中、可能な限り、登園や延長保育のご利用を自粛していただきますようご協力をお願いいたします。

なお、仕事を休むことができないなど、保育が必要な方については、引き続きご利用いただけますのでご安心ください。

つきましては、期間中の登園の意向を把握し、園での保育の体制を整えるため、別添の「登園自粛要請期間中の保育意向確認カード」を園に提出いただきますようお願いいたします。

なお、その際の利用者負担額（保育料等）については、以下のとおり取り扱います。

記

1 登園をしなかった場合の保育料について（3号認定のみ）

登園自粛要請期間中（4月20日から5月10日）、登園をしなかった園児の保育料については、登園しなかった日数に応じて減額することとし、一旦通常どおりの額でお支払いいただき、軽減額を算定した上で後日還付いたします。

手続き等の詳細は別途お知らせします。

2 給食について

期間中についても、原則通常通り給食を提供します。

ただし、園での体制の確保など、安全に給食を提供することが困難である場合は、昼食の持参をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

※期間中の給食費（1号・2号認定のみ）の取り扱いについては、各園より別途ご連絡いたします。

【問い合わせ先】

| | | |
|--------------|-----------|--------------|
| 保育園の運営に関すること | 保育指導グループ | 025-226-1215 |
| | 保健・給食グループ | 025-226-1221 |
| 保育料に関すること | 運営・給付グループ | 025-226-1225 |
| | | 025-226-1227 |

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金をご活用ください

令和2年2月27日から6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！**

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどにに基づき、臨時休業などをした小学校などに通う子ども
- ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

*詳細は裏面をご参照ください

➔ 事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いいたします。

助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円を上限とする）

申請期間：令和2年9月30日までです。

- *①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**2種類の様式**があります。
- *事業所単位ではなく**法人ごとの申請**となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。
申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい）

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

②お問い合わせについては、下記のフリーダイヤル（コールセンター）まで

（フリーダイヤル）**0120-60-3999** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

③申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）に郵送（配達記録が残るもの）してください。（本社などの所在地により以下の4つに分かれます）

- ・ **関東地区**（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）
〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2 6階662執務室
- ・ **東北、関西、四国、中国地区**（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）
〒105-0014 東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル4階
- ・ **北陸、中部、九州・沖縄地区**（新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）
〒170-6025 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 25階
- ・ **北海道地区**
〒550-8798 大阪西郵便局私書箱62号

新型コロナ 休暇支援



※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。
※雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局などでも受け付けますのでご相談ください。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）
★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- (ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども
- (イ) 新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども(発熱などの風邪症状、濃厚接触者)
- (ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

④対象となる有給の休暇の範囲

土日・祝日に取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校：学校の元々の休日以外の日（※日曜日や春休みなど元々休みの日は対象外）
- ・その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日

「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・元々の休日にかかわらず、令和2年2月27日から同年6月30日までの間は全ての日が対象

半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

- ・対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

- ・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただく必要があります。

労働者に対して支払う賃金の額

- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。
助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。